

制 度 名	地方改善施設整備費補助金	主管課名	福祉政策課 人権施策推進室		
		問合せ先	029-301-3135		
目的・趣旨	住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置づけられている隣保館の整備（改築等）等に補助金を交付する。				
〔対象団体〕 市町村					
〔対象事業〕 (1) 共同作業場等施設整備事業 ・大型共同作業場、共同作業場、下水排水路、地区道路、橋梁、墓地移転 (2) 隣保館等施設整備事業 ・隣保館 など					
〔補助要件等〕 (1) 共同作業場等施設整備事業 ・市町村が設置するものであること ・1件当たりの国庫補助金の額が150万円以上であること など (2) 隣保館等施設整備事業 ・厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」に基づき、市町村が設置するものであること ・1施設の総事業費が500万円以上であること など					
〔補助限度額等〕 厚生労働省が定める補助基準額による					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
共同作業場等施設整備事業		1/2	—	1/2	
隣保館等施設整備事業		1/2	1/4	1/4	
〔4年度当初予算額〕 千円		〔4年度補助対象団体〕 —			
〔備考〕					